

Title	ミャンマーにおける商事仲裁法の国際化
Author(s)	Saw, Yu Win
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/40542">https://hdl.handle.net/11094/40542</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	ソー ユ ウィン SAW YU WIN
博士の専攻分野の名称	博 士 (国際公共政策)
学 位 記 番 号	第 1 3 3 3 8 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 9 年 6 月 30 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 国際公共研究科 国際公共政策専攻
学 位 論 文 名	ミャンマーにおける商事仲裁法の国際化
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 野村 美明 (副査) 教 授 松岡 博 助教授 床谷 文雄

## 論 文 内 容 の 要 旨

ミャンマーは、1988年以来、「市場経済政策」を導入し、これに伴う法律の整備を行ってきた。「市場経済政策」の推進に伴い、ミャンマーと外国との貿易・投資が増加している。このような貿易・投資の増加に伴い、現在、国際取引をめぐる紛争が生じており、将来的には国際取引紛争の数が一層増えてくるものと推測される。そこで、国際取引紛争の紛争の解決方法として、ミャンマーがどのような手段を利用しているのかが外国の投資家・貿易相手にとってもミャンマー政府・ミャンマー企業にとっても重要な点になると思われる。そこで、本論文は、国際商事仲裁に関する法律の制度が、ミャンマーの貿易促進および外資導入を中心とする「市場経済政策」の実現のために、有効な手段であること、および国際商事仲裁が、ミャンマーが関係する国際取引紛争の解決方法として最も有益であることを考慮して、国際的に広く受け入れられるような商事仲裁法の立法と仲裁規則をミャンマーが定めるべきことを提案したものである。

本論文は結論として、つぎの四つの提案を行っている。第一に、ミャンマーは、国際契約においては、手続面および実体面の両方について、「当事者自治の原則」を認めて、外国法の適用を認めるべきであること、すなわち国際契約においては、少なくとも取引と関係の深い法によって当事者がその権利、義務を確定する自由を認めるべきであること、第二に、ミャンマーは、国際商事仲裁の場合においては、少なくとも裁判所が仲裁手続に介入する権限を当事者の合意によって排除できる旨の改正を行うべきであること、または、理想的には UNCITRAL モデル法に準拠した「国際商事仲裁法」を新しく制定すべきであること、第三に、ミャンマーで「国際仲裁センター」を設立し、センターの仲裁規則として UNCITRAL 仲裁規則に準拠した仲裁規則を制定すべきであること、第四に、ミャンマーは、外国仲裁判断の承認および執行に関して、最も実効性のあるニューヨーク条約に加入すべきであることを提案した。

## 論文審査の結果の要旨

ミャンマーは1988年以来社会主義経済政策を放棄し、市場経済政策の要として貿易および対内投資を奨励してきた。しかし、国際取引から紛争が生じた場合の解決方法が整備されていないため、ミャンマーとの取引は依然リスクが大きい。たとえば、裁判所は国際取引紛争についての専門的知識が不十分であり、また裁判の代替手段である仲裁制度も機能していない。それにもかかわらず、最近の立法でも、取引紛争は、ミャンマーにおける裁判か仲裁により、ミャンマー法を基準として解決することを求めている。

この論文は要旨次のように主張する。

第1に、国際取引紛争の解決は、裁判所における訴訟よりも私人が選定した仲裁人による仲裁判断による方が、ミャンマーにとってもその取引相手にとっても有益である。なぜなら、仲裁は、裁判よりも、専門家による判断を得やすく、迅速であり、また秘密の保持が容易であると考えられるからである。

このために、第2に、裁判所による介入を広く認めた1944年仲裁法は改正すべきであり、紛争当事者の自主性と裁判所の助力を定めた1985年の国連の仲裁モデル法にしたがい、国際的なスタンダードに沿った仲裁制度を整備すべきである。同時に、仲裁契約の効力を広く認め、また外国での仲裁判断がミャンマーで簡単な手続きによって承認執行できるように、ニューヨーク条約に加入することが必要である。

第3に、適切な場合には外国法を基準として国際取引紛争を解決することも認めるべきであり、このための国際私法ルールを設けるべきである。

以上のように、この論文は、情報公開が進んでいないミャンマーの仲裁制度の実態について、裁判所や契約例を用いて可能な限り実証的に研究し、ミャンマーが掲げる経済政策の実現のためには一層の法改正が必要であることを明確に主張したものとして、新規性、有用性および知的誠実性に優れていると評価できるので、博士の学位を授与するにふさわしいものと認定する。